

大分県知事許可

法人用

「新規」「許可替新規」：用
(許可申請書編纂順及び添付書類一覧表)

編纂順	様式番号	申請書類及び添付書類	申請区分	ポイント
			新許 可替 新規	
1	第1号	建設業許可申請書	○	「行政庁側記入欄」は[02][03]カラムは、土木事務所で記入
2	別紙1	役員等の一覧表	○	
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	「行政庁側記入欄」は記入不要
5	別紙3	収入印紙等はり付け欄	○	
6	別紙4	専任技術者一覧表	○	
7	第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	該当がない場合は「該当なし」で提出
8	第4号	使用人数	○	常勤のみの人数を記入
9	第6号	誓約書	○	法人の代表者が記入
10	第2号	工事経歴書	○	許可を申請する全ての業種について提出 工事名称で個人名が特定されないように記載
11	第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額	○	許可を申請する全ての業種について記載提出
12	第15号	貸借対照表(法人)	○	
13	第16号	損益計算書 完成工事原価報告書(法人)	○	
14	第17号	株主資本等変動計算書(法人)	○	
15	第17号の2	注記表(法人)	○	
16	第17号の3	附属明細表(法人)	○	資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は必要
19		定款(法人のみ)	○	
20	第20号	営業の沿革	○	様式下部の記載要領を参照 賞罰欄は該当がない場合は「該当なし」と記載
21	第20号の2	所属建設業者団体	○	(一社)大分県建設業協会に加入している場合のみ記入。未加入の場合は「なし」と記入。
22	第20号の3	健康保険等の加入状況	○	健康保険・厚生年金は法人は加入が原則
23	第20号の4	主要取引金融機関	○	
25		登記されていないことの証明書	○	役員等の一覧表(株主を除く)に記載されている役員全員 原本を提出(申請日から3箇月以内の証明日)
26		身分証明書	○	役員等の一覧表(株主を除く)に記載されている役員全員(外国籍は不要) 原本を提出(申請日から3箇月以内の証明日)
27	第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	証明しようとする期間を証明する書類を添付 役員…法人の商業登記簿謄本 建設業の経験…契約書、注文書等の写、建設業の許可通知書の写等
28	第7号別紙	経營業務管理責任者略歴書	○	
29	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	
30	第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧	○	専任技術者は、国家資格者等には登録できない。
31		卒業証明書	▲	
32	第9号	実務経験証明書	▲	専任技術者・国家資格者等の資格に応じた必要なものを添付 実務経験証明書は原本を提出 専任技術者を実務経験証明書で提出する場合は、裏付けの契約書(1年1契約以上が必要)
33		資格証明書	▲	
34		監理技術者資格者証	▲	
35	第10号	指導監督的実務経験証明書	▲	
36	第12号	許可申請者(役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	経管人は不要(経營業務管理責任者略歴書を提出している) 経管人以外に役員等がない場合は「該当なし」で提出 5%以上を有する株主も必要
37	第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	該当がない場合は「該当なし」で提出
38	第14号	株主調書(法人のみ)	○	様式下部の記載要領を参照
39		納税証明書(県税)	○	設立直後で納税証明書が発行されない場合は「事業開始届受理証明書」を提出 原本を提出
40		残高証明書等	▲	申請時前2週間以内のものとする。 原本を提出
41		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	電算化後のものについては、履歴事項全部証明書とする。 原本を提出

○印は必要書類 ▲印は場合によって必要な書類 △印は省略可能な書類 ◇印は変更がない場合に省略可能な書類